# 2020 (令和2)年度 岡山市予算編成要求書

―憲法を活かし、くらし・健康・福祉最優先の岡山市を―

<全体版>

日本共産党岡山市議団

# (目次)

平成 30 年 7 月豪雨の被災者支援等	2	(14)
政策局	3	(9)
総務局	4	(27)
危機管理室	6	(11)
市長公室	7	(2)
市民協働局	7	(26)
市民生活局	8	(12)
財政局	9	(24)
保健福祉局	11	(162)
岡山っ子育成局	20	(90)
環境局	24	(35)
産業観光局	27	(45)
中央卸売市場	30	(4)
都市整備局	30	(58)
下水道河川局	34	(12)
水道局	35	(8)
消防局	35	(7)
教育委員会	36	(124)
監査事務局	43	(4)
選挙管理委員会	44	(11)

(計685項目)

### 平成30年7月豪雨災害の被災者支援等

- 1 最後の一人まで見捨てない被災者支援を行うこと。
- (1)被災者の住家と生業の再建を中心にすえた市としての支援計画をたて、ロードマップも策定して計画的に進めること。
- (2)被災者一人ひとりの状況について、被災度合いだけでなく例えば介護状態の変化なども含めて総合的に把握し、フォローアップすること。
  - ①在宅、みなし仮設を問わず、すべての被災者を、あらためて全戸訪問すること。
  - ②転出した方もフォローすること。
  - ③フォローの仕組みづくりにあたっては、民間支援団体等との連携を十分生かし て進めること。
- (3) 国民健康保険料、介護保険サービス利用料等について、市独自で無料化すること。 と。国に財政支援の復活を求めること。
- (4) 災害弱者の個別支援計画の作成は、市が責任を持って進めること。
- (5) 住家の被害認定及び市の独自支援について
  - ①判定格差が生じないよう、水害時の基準について国に見直しを求めること。
  - ②床下浸水等、現行制度では十分な支援を受けられない被害に対して、市独自の 支援策を検討すること。
  - ③敷地の一部崩落などで、住家自体には被害がなくても居住できない事例に対して、被災者支援メニューが適用されるよう配慮すること。合わせて、国にも必要な制度改正を要望すること。
- (6)被災者に対する支援策の大半は、住家の被害程度によって決定されるが、住家 被害だけでは測ることのできない被害(車やエアコンなどの家財、介護や疾病、 障害などの状態悪化などの要因)についても、実態に即した支援を市独自でで も行うこと。

#### 2 災害に強いまちづくりを進めること

- (1) 内水ハザードマップの整備にあたっては、市民にとっての分かりやすさを重視して作成すること。津波・洪水も内水氾濫も市民にとっては「住宅や地域の浸水害」であり、「どこがどうつかるか」に着目したマップとすること。降雨想定は近年の異常な降水量を踏まえたものとすること。
- (2) ダムの事前放流について、国・県・民間と十分協議し、上流から下流まで統一 的な管理や情報伝達ができるようにすること。
- (3)生活再建支援制度について、支援金の引き上げや、被災対象を半壊や一部損壊にも拡大することなどを国に強く求めること。
- (4) 初動体制の検証は、庁内の職員の対応の検証にとどめるのではなく、専門家を まじえ、市民との議論を経て進めること。状況と市の対応を時系列で整理する、 ダムに関する状況と対応を整理するなどの点が明確に分析されていない。また、

現行の諸制度について実際の対応を通して見えてきた課題についても触れられておらず、現在の検証報告は未完成、不十分であると考える。

### 政策局関係

- 1 政策立案は、地方自治法の本旨に沿って、住民福祉と生命の安全を基本に行う こと。憲法・平和・人権の理念を明確にすること。
- 2 本庁舎整備と地域での行政サービスの確保について
  - これから人口減少や地域での高齢化が進行する中で、行政サービスを各地域で保障するためには、生活圏内に子育て支援・高齢者・障害児者・まちづくり・防災などの担当を配置したフルセット型出張所を整備することが、市の財政面を含めても有効と考える。この観点から以下を求める。
- (1) 19階建て235億円の現構想は過大である。今後の本庁と地域拠点での機能についての考え方を整理することと合わせ、計画を抜本的に見直すこと。
- (2)地域における今後の行政サービスを保障する体制のあり方について、研究すること。仕組みづくりは広く市民とともに進めること。
- (3) 民間施設との併設ではなく市庁舎単体で整備すること。
- 3 市民の願いや行政の実態と乖離している包括外部監査は、義務づけをやめるよう国に法改正を求めること。
- 4 市長をはじめとする特別職の退職金を一般職員並みに改めること。
- 5 市の政策審議会等は、市民の一般公募枠を設けること。委員の重複や固定化を 避けること。
- 6 移住や定住を促進する観点から、市独自の給付型奨学金制度の創設や、既存奨 学金の返済支援制度の拡充を検討すること。
- 7 再開発ビル内に公共施設を整備することは、今後は慎重に行うこと。新劇場整備のように再開発費用の8割を負担するなど公費投入が莫大になりかねないことや、効率的・自律的な管理運営が難しくなる実態がある。

### 総務局関係

- 1 岡山市長として日本国憲法擁護の立場に立ち、そのことを明確に発信すること。
- 2 市民福祉の向上のために、職員の体制確保と処遇の向上を行うこと。 慢性的な人員不足のもとで、一部には長時間・過密労働も発生し、精神疾患も増えており、職員の体制確保と処遇改善は急務である。職員が、「全体の奉仕者」 として公正で民主的な行政業務に専念し、心と体の健康を保持できるよう以下を求める。
- (1) 職員は正規での配置を基本とすること。
- (2) 用地担当・土木技術者・建築技術者等については、技術の継承が危惧されることから、年齢構成の不均衡を早期に解決するための採用計画をたてること。
- (3) 法定数及び交付税で措置するケースワーカー、保育士、保健師、消防士等基準や目安が示されている職種で基準等より少ない場合は、早急に充足すること。
- (4) 非正規職員の労働条件を改善し、官製ワーキングプアをつくらないこと。
  - ①非正規が常態化している部署では、正規職員での配置を行うこと。
  - ②時給を1000円以上にすること。
  - ③会計年度任用職員の制度導入にあたっては、公民館職員、図書館司書、栄養士、配偶者暴力支援センター職員をはじめ専門性が必要な職員については、正規化すること。
- (5) 自治体職場にそぐわない人事評価制度はやめること。
- 3 災害対策部門について、当面の間、人員を抜本的に増やすこと。
- 4 職員研修は、憲法を基本に据えることを明確にすること。
- 5 国からの出向職員を減らすこと。
- 6 職員採用にあたっては、障害者雇用促進法の趣旨にのっとり、身体・知的・精神すべての障害者の雇用と定着をはかること。
- 7 出先機関、外局、教員等も含め、すべての市職員のメンタルヘルスケア及び各種ハラスメント対策を推進すること。
- (1) 職員からの申し出に対して
  - ①必ずハラスメント防止・対策委員会にかけること。必ずケース会議をするこ

と。

- ②初期段階から弁護士など第3者を入れること。客観的な調査ができるようにすること。
- (2) 復職にあたっては、配置転換するなどやり方を改善すること。
- 8 「岡山市特定事業主行動計画」は、毎年検証や必要な修正を行い、着実に目標 達成をはかること。
- 9 マイナンバー制度について
- (1) 国に廃止を求めること。
- (2) 職員にカード申請を強要しないこと。申請しない職員に不利益扱いを行わないこと。
- 10 戦争法=安保法制の廃止および、発動をしないよう国に求めること。
- 11 自衛隊の隊員募集事務を行わないこと。自衛隊に隊員勧誘のための名簿を提供しないこと。
- 12 原子力発電所(原発)を再稼動しないよう国に求めること。あわせて、原発 に頼らないエネルギー計画の策定を求めること。
- 13 家計と中小企業に重い負担を強いる消費税増税は、市民生活に困難さをもたらしている。国に消費税の引き下げ、さらには廃止を求めること。
- 14 情報公開は適正に行うこと。「企業の公正な競争を阻害」要件を濫用しないこと。
- 15 市のさまざまな審議会、各種委員会などに多数兼任されている委員がまだ多 数存在していることについて
- (1)原則として複数審議会への参加は止めること。特に座長の兼任は避けること。
- (2) 専門職以外の委員ははずし、審議内容に精通した市民の声を生かす努力をすること。
- (3) 市民公募と女性委員を増やすよう努めること。
- 16 平和行政を専管する部署を設けること。

### 危機管理室関係

- 1 自然災害において、自衛隊との恒常的・組織的な体制構築は不要と考える。自 衛隊に求められる役割は、緊急時の初動に限られることを踏まえた協力体制と すること。
- 2 「岡山市国民保護協議会条例」に基づく武力攻撃事態を想定した訓練には、参加しないこと。なお市民を強制的に参加させないこと。
- 3 南海トラフ巨大地震等への対策にあたっては、常に最新の知見をもとに防災対策を見直すこと。津波の想定は基準を、朔望平均満潮位ではなく最大潮位に戻すこと。
- 4 防災空地・避難場所(津波タワー等を含む)を市の責任で確保すること。同時 に、市街地中心部での対策を強化すること。
- 5 緊急告知ラジオについて、大規模な町内会には複数配置すること。合わせて、 市民の購入助成制度を検討すること。
- 6 土砂災害において、崩落の斜面や土砂には産廃や建設残土等が含まれる場合も ある。防災担当部局として想定に含め、対応を検討すること。

#### 7 自主防災組織について

- (1) 自主防災組織の結成支援のために
  - ①伴走型支援が必要であり、担当職員を配置すること。
  - ②資機材や備蓄物資等を保管する場所の確保を支援すること。
- (2) 市の防災計画を町内会で具体化できるよう支援すること。そのために公民館 に配置されている地域担当職員を活用すること。
- 8 学校園の調理施設・設備は、大規模災害の支援に有効活用しうることから、以下を進めること。
- (1) 他部局と連携し、大規模調理の施設・設備を活用できる調理人員確保や学校 園における自校調理方式の維持をはかること。
- (2) 調理体制の確保や実際の給食提供等について、計画やマニュアルの整備をすすめること。関係部局や市民、各種団体と連携した訓練を行うこと。

### 市長公室関係

- 1 政策立案に際しての市民意見の反映にあたって
- (1) 公聴会の開催を制度化すること。
- (2) パブリックコメントは、I T利用中心ではなく、実施していることの周知を 徹底すること。

## 市民協働局関係

- 1 非営利公益団体・市民・市がお互いに補完し、活動を推進できるように
- (1) 市民協働の核となるNPOの活動・交流拠点を整備すること。
- 2 公民館の地域担当職員について
- (1)地域の実情に合わせ、防災士やソーシャルワーカーなど、専門性を持った職員を配置すること。
- (2) 災害時に自力での避難が困難な住民への個別支援計画の策定にあたっては、 公民館の地域担当職員が計画づくりの支援を行うこと。
- 3 「男女共同参画社会促進条例」とその計画に基づき、政策の推進をはかること。
- (1) 岡山市の女性幹部比率を抜本的に引き上げること。
- (2) 担当課をさんかくセンターに移動させることを検討すること。
- (3) 男女の差別撤廃、女性の活躍を促すためにも、自営業者の家族・女性の地位 向上のため、「所得税法56条」の廃止を国に求めること。
- 4 DV対策、性暴力被害対策について市民の人権を守る観点で充実させること。
- (1) DV被害者支援を実質的に民間が担っていることを踏まえ、機能維持・人材 育成できるよう予算を大幅に拡充すること。
- (2) 岡山市配偶者暴力相談支援センターについて
  - ①専任のセンター長を置くこと。
  - ②全ての相談員を正規にし、スーパーバイザーを配置するなどして、相談体制を さらに充実させること。相談員の確保にあたっては、倉敷市が連携中枢都市圏 の枠組みで実質増員していることなども参考にして進めること。
  - ③相談員の研修は業務として保障すること。
- (3) 24時間対応の性暴力相談支援センターを、市民病院に設置すること。
- (4) DVや性暴力被害者の支援について

- ①被害にあったらまずどうするのか、対処の仕方を周知すること。
- ②国の最新の動向を注視し、市として一時保護や自立支援の拠点を整備すること。
- (5)補償金や見舞金等の給付金制度を速やかに設けること。被害者の家賃補助を行うこと。
- (6) 学校教育・生涯教育を通じて、法及び条例・計画の啓発を行うこと。
- (7)「性暴力禁止法」(仮称)をつくるよう国に求めること。
- (8)「売春防止法」を抜本改定して「女性自立支援法」(仮称)をつくるよう国に 求めること。
- 5 すべての人がその人らしく生きられるよう、LGBT等の当事者の人権保障の ため、パートナーシップ宣言をすること。条例を検討すること。
- 6 福島原発事故の指定地域以外からの避難者支援について
- (1) 就学援助、保育料軽減、家賃補助など市独自の支援を復活させること。
- (2) いわゆる「二重生活」世帯について、生活実態が確認できた場合に、「ひとり 親」とみなすよう検討すること。
- (3) 国・東電の家賃補助打ち切りの方針に対して、制度継続を要望すること。
- 7 多文化共生の観点から、在住外国人へのサービス向上を図ること。
- (1) 岡山市と行政区の歴史、文化、産業などを紹介する多言語のパンフレットの 充実や、ホームページをニーズに合わせて充実すること。
- (2)公共施設の案内表示板は、多言語表示するとともに、平易な文章やルビを打つなど、在住外国人への丁寧な案内に努めること。
- (3) 在日外国人の地方参政権を認めるよう、国に働きかけること。
- 8 コミュニティハウスの管理委託料の増額をはかること。
- 9 町内会集会所建設補助金の補助率を、1/2・上限500万円に引き上げること。

### 市民生活局関係

1 公民館を市民サービス窓口拠点とするにあたっては、公民館機能を低下させることなく、市民サービスを拡充すること。窓口業務は、公民館職員に頼ることなく、専門職員により窓口の対応や遅滞への改善をはかること。

- 2 サービス拠点への公共アクセスを充実させること。キッズコーナーを設置する こと。
- 3 消費生活センターは、体制充実と勤務時間の工夫などをしてサービスを拡充すること。相談対応の質向上のためにも職員の意欲と専門性向上のためにも、正規化や継続雇用の保証をすすめること。
- 4 スポーツ振興計画にのっとり、施設整備・環境整備に努めること。既存施設の 利用者の声をよく聞き、スポーツの機会確保に努めること。
- 5 民間のアリーナ等の建設計画に市費を投入しないこと。
- 6 芸術創造劇場(仮称)の整備にあたって。
- (1) 今後の管理運営は長期的な計画策定を含め、市の負担が過大なものとならないようにすること。
- (2) 新しい文化芸術施設の地権者への丁寧な対応を行うこと。
- (3) 市内団体、学校、教育団体、福祉関係団体の利用について、減免制度を設けること。

#### 7 文化芸術のイベント開催について

(1)「おかやま国際音楽祭」について、目的や効果を検証すること。

#### 8 斎場整備を大きく再考すること。

- (1) 斎場整備計画について。今後の人口減少化を踏まえて必要炉数の計算など計画 の前提を見直すこと。岡山市内2斎場でまかない、不要・過剰なものはつくら ないよう再検討すること。他市との共同整備は不要であり見直すこと。
- (2) 富吉新斎場の計画は白紙撤回し、一からやり直すこと。地域住民との十分な合意形成ができていない、産廃跡地で何が埋まっているか分からないなど、問題山積のまま進めてはならない。
- 9 未使用市営墓地の返還にあたっては、使用料を還付すること。

### 財政局関係

1 消費税は、低所得層ほど負担が重い不公平税制であるとともに、国の税収構造

#### をゆがめている。国に対して、以下を求めること。

- ①消費税は廃止すること。当面5%に引き下げること。
- ②軍事費の縮減や特に米軍思いやり予算の廃止、大企業・大資産家向けの減税を やめ、応分の負担を求めるようにすること。
- 2 国と地方の役割分担を明確にした上で、国が担うべき分野については、必要な 経費全額を負担するよう国に求めること。
- 3 地方交付税の削減手法であるトップランナー方式の中止を国に求めること。
- 4 繰り上げ償還にペナルティを課さないよう国に求めること。
- 5 臨時財政対策債ではなく地方交付税として満額交付するよう国に求めること。
- 6 政令市移行に伴って市負担が増やされた単県事業の県負担分の増額を県に求めること。
- 7 財政健全化のために元金返済額を上回る起債は行わない方針に立ち返ること。
- 8 「公共施設マネジメント」について、強引な施設統廃合は行わないこと。

#### 9 市有施設の管理運営について

- (1) 直営を基本とすること。
- (2) 指定管理者制度を導入した場合でも、市に管理責任があることを明確にし、 市民サービスを低下させないこと。
- (3) 指定管理の点検・評価は、行政や業者だけでなく、市民も参加して行えるよう検討すること。

#### 10 入札制度の改善について

- (1)総合評価制度については、地域貢献度の配点を大幅に増やすこと。
- (2) 一般競争入札の運用にあたっては、地元中小企業・業者の仕事確保の観点から、一定額以下は大企業を排除する逆ランク制度を採用すること。
- 11 市の直接発注や事業受託者の下請け発注において、質の確保とともに、そこに従事する人たちの生活を守るため、公契約条例を制定すること。
- 12 小修繕業者登録制度の活用拡大のため、対象を50万円未満に拡充すること。

- 13 市の遊休地・未利用地及び岡山市土地開発公社が保有する塩漬け土地について
- (1) 福祉・教育分野に有効活用すること。
- (2) 処分方針を決定するにあたっては、売却ありきではなく、十分な市民的議論 を行ってから決定すること。
- 14 市民の滞納に対しては、暮らしの再建を第一に考えた対応と支援を行うこと。
- (1) 他部局とも連携して、暮らしの再建を第一に考え丁寧に関われる体制をつくること。
- (2) 生活相談対応専門部署を設置すること。
- (3) 分納約束した人には、それ以前の督促状の発送は停止するとともに、分納の中断があった場合でも納付書の送付を中断させないこと。
- 15 県の滞納整理機構に案件送付をしないこと。
- 16 管理実態のない財産区については全体像を把握すること。平成11年度局長 答弁に基づいて、早期に公有化を具体化すること。
- 17 市有施設は新々耐震基準を満たすこと。

### 保健福祉局関係

1 平和首長会議・日本非核宣言自治体協議会に参加する岡山市にふさわしい平和 行政をすすめること。

平和で幸せな岡山市を築くため、不断の努力を続けることを誓っている岡山市平和都市宣言の立場を発展させ、非核平和都市宣言とし、核兵器廃絶に向けて行動すること。そのためにも、福島原発事故の教訓に学び、原発ゼロ・核兵器廃絶の立場をあらゆる場面で明確にすること。

- 2 平和行政について
- (1) 市有施設内に署名コーナーを設置すること。
- (2) 岡山空襲展示室を充実させること
  - ①現在いる3人の学芸員を正規職員にすること。
  - ②市民協働で運営できるよう運営委員会の設置、ボランティアガイドなどを組織

すること。

- ③シティミュージアムと一体に介画、管理するため市民局に移管すること。
- ④学校の授業に位置付けられた平和教育は、利用を無料とすること。
- ⑤展示室の活用や教育現場などに資料を貸し出す事業の啓発を強化すること。
- (3) 戦争・戦災遺跡の保存・伝承に努めること。
  - ①各学校・園、公民館などで啓発を行うこと。
  - ②説明板の改善・保全・増設をすること。
  - ③戦災死者追悼のため、氏名を彫った平和の礎を建立すること。
  - ④市有地にある戦災遺跡を整備すること。
  - ⑤「岡山空襲の記憶」パンフレットを学校現場などでより活用すること。
- (4) 中国残留日本人孤児について、高齢化の実態把握と必要な介護の支援を行う こと。

#### 3 高齢者福祉の充実のために

- (1) 更なる介護保険制度改革については、以下を国に求めること。
  - ①サービスから外れる市民が出ないようにすること。
  - ②健康寿命延伸の観点でサービスを利用しやすくすること。
  - ③介護報酬引き下げに反対すること。
- (2) 岡山市第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に向けて
  - ①実情をつかみ、値上げ回避に最大限の努力を払うこと。
  - ②本人の収入を基本とした保険料の減免制度をつくること。
- (3)介護従事者が安心して働くために、賃金の大幅引き上げを進めること。現在 行われている職種や年数を限っての処遇改善加算では、現場に対立を生んで おり、全体の底上げが必要。
  - ①すべての介護従事者の給与を勤続や職種などの制限なしに、大幅底上げできるよう国に強く求めること。
  - ②合わせて、賃上げの状況について一人ひとりの実態把握を市として行うこと。
- (4)総合事業について
  - ①緩和されたサービスは廃止してもとに戻すこと。
  - ②事業所や利用者の声を聞くなど実態把握を行うこと。
  - ③サービスの質を落とさないために、介護職員の処遇、研修の向上に市としても 務めること。
  - ④利用者を緩和されたサービスに誘導しないようケアマネージャー等に周知すること。
  - ⑤通所について、事業所数が増えておらず、限られた事業所に過重な負担がかかっている現状を改善すること。
- (5)誰でも安心して終生いられる特別養護老人ホーム整備を引き続き進めること。要介護度2以下でも申請を拒否しないこと。

- (6)特養入所にあたっては、「社福軽減」分を全額補助すること。
- (7)特養で障害者就労・自立支援者就労などを受け入れている法人に対して、援助制度を市独自で拡充すること。
- (8) 通所系サービスの食事代や配食サービスなどについて低所得者対策をとること。
- (9) 利用料算定の所得に非課税所得は含めないよう国に制度改善を求めること。
- (10) 保険料の滞納を理由とする介護サービス取り上げについて
  - ①滞納分が時効によって固定され、遡及して保険料を払うことができなくなることで、ペナルティの利用料4割負担から抜け出せない現状があり、必要な介護サービスを受けられず状態悪化する事例がある。国に制度改善を強く求めること。
  - ②利用料の10割負担、入所施設からの追い出しなどは行わないこと。
  - ③給付制限も設けないよう国に要望すること。
- (11) 介護認定に関して
  - ①認定調査員について、身分保障と処遇向上を進めること。
  - ②現行の1件当たり単価制の給与形態が認定調査の質を引き下げている懸念がある。マニュアル通りの調査を徹底すること。
  - ③がん患者は病状変化がよくあるので、介護度が軽くなった場合でも、ベッドや 手すりなどを継続利用できるようにすること。
  - ④更新時に介護度が軽く認定され、それまでの生活を維持できない事例が増えている。また、軽度化にともなって次の更新までの期間が長くなることもあいまって、サービスを減らすか自己負担を増やすかを選択せざるを得ないケースもある。軽度化に誘導するインセンティブ方式をやめること。国にもやめるよう求めること。
  - ⑤認定審査の訪問調査に、ケアマネージャーが求めた場合は最初からの同席を認 めること。
- (12) 専門職を配置したふれあい介護予防センターをすべての福祉区に設置すること。
- (13) 高齢者虐待の防止と対応について。
  - ①対応システム(相談窓口・緊急一時保護など)を整備・拡充し、市民への啓発 を強化すること。対応にあたっては、情報漏洩防止を徹底すること。
  - ②特養に限らずすべての高齢者施設での虐待未然防止のために、立ち入り検査を 抜き打ちで行うこと。検査結果を公表すること。
- (14) 家族介護者慰労金は、「介護度3以上」「1年以上サービス未利用」などの条件を撤廃し、在宅介護をしている人全員を対象とすること。
- (15) 緊急通報システムについて、昼間に一人になる高齢者のいる世帯にも対象拡大すること。連絡先について柔軟に運用すること。
- (16) 常時おむつを利用している高齢者のいる非課税世帯への助成について、総社

市などが実施している事業などを参考に、市としてとして行うこと。

- (17) 介護給付費の住宅改修事業を現物給付にするよう国に求めること。
- (18) 補聴器補助の拡充を図ること。また、公共施設には磁気ループの導入を促進させること。
- (19) 自動車運転に関して、踏み間違い防止装置の購入補助を行うこと。

#### 4 共生社会の実現のために

- (1) ハブになる部署をつくること。
- (2)地域包括支援センターは、全年齢に対応できる福祉の総合窓口として中学校区 単位に施設整備すること。ソーシャルワーカーなどの専門職を配置すること。 センターの存在と役割の全市民への周知を徹底すること。
- (3) 在宅介護支援のために、多職種チームを小学校区単位で確立すること。
- (4) 24時間地域巡回型訪問サービスを充実させること。

#### 5 認知症対策について

- (1) オレンジプランについて
  - ①啓発から家族支援の強化に転換し、数値目標を含めた具体的な計画を持つこと。
  - ②初期集中支援チームの位置づけを高め、担当制を敷くなどして体制の抜本強化を図ること。
- (2) 認知症サポートリーダーを中心に、サロンや地域活動の充実を計画的に行うこと。
- (3) 認知症カフェについて
  - ①数値目標を立てるなど、拡充を進めること。
  - ②認知症地域支援推進員をすべての包括センターに1人以上置くこと。
  - ③気軽に相談できる認知症サテライト相談の回数を増やすこと。

#### 6 後期高齢者医療制度について

- (1) 国、広域連合へ以下のことを働きかけること。
  - ①国に対して、後期高齢者医療制度の廃止と高齢者差別をやめること。
  - ②保険料は後期高齢者の生活実態をふまえ、特例軽減を復活させ恒久化させること。
  - ③医療費負担の引き上げをしないよう国に求めること。
  - ④特定健診の制限をやめるよう国に求めるとともに、健診は無料とすること。
- (2) 市として免除制度をつくること。
- (3) 引き続き、岡山市では資格証明書を発行しないこと。

#### 7 70歳~74歳の医療費負担を1割に戻すよう国に求めること。

- 8 国民健康保険について、市として責任を持って市民の負担軽減を図ること。
- (1) 政策繰入を継続し、市民にとって払える保険料にすること。
- (2) 国費の1兆円投入は都道府県知事会等も求めており、岡山市としても国に働きかけること。
- (3) 均等割をなくすよう国に働きかけること。国の制度改定を待たず均等割の負担に対応する市の減免制度をつくること。合わせて、所得割が0で均等割が 4割減免になっている現行制度を10割減免に拡充すること。
- (4) 市独自の保険料減免制度等を拡充すること。
  - ①収入基準を国に合わせて引き上げること。
  - ②減免制度の種類や申請方法などについて、「国保のお知らせ」やホームページ 等を見れば理解できるように、分かりやすく記載すること。
- (5)窓口負担の軽減制度を拡充し周知徹底すること。44条減免について、市独 自で収入基準を1.5倍に引き上げること。または、収入ではなく所得を基 準とするよう国に求めること。
- (6)ペナルティを直ちにやめるよう国に強く求めること。
- (7)薬価引き下げを国に強く求めること。
- (8) 国保制度は社会保障制度であることを確認し、横浜市の事例などにも見習って、資格証明書を発行せず、短期保険証の交付をやめること。
- (9) 国保料未納者の実態把握のため、時間外・休日等の納付相談や訪問・面接など、細かい対応ができるよう職員を増員すること。
- (10) 特定健診は通年制として受診率向上を目指すこと。70歳以上は無料にすること。
- (11) 国保の広域化にあたって
  - ①県単位化は二重行政となって無駄を生じさせている。国に対して、財源保障したうえで市町村単位に戻すよう求めること。
  - ②岡山県に対して、県独自の繰入を求めること。合わせて、保険者努力支援制度 分は全て市町村に配分されるよう求めること。
  - ③これまでの市の制度や事業をすべて継続し、拡充すること。
- (12) 受療権を守る観点から、治療が必要な場合には、保険料の滞納があっても限度額認定証を発行すること。もしくは現行の高額療養費貸付金の基準を緩和すること。
- (13) 国保運営協議会委員の公募枠をつくること。

#### 9 無料低額診療制度について

- (1)市民に広く知らせること。
- (2) 市独自に実施事業所への補助を行うこと。
- (3) 市独自に薬代も無料低額制度の対象とすること。

- 10 子ども医療費助成制度は県下で唯一小学生が有料であり、子育て支援策として、通院も中学校卒業まで無料にすること。
- (1) 通院も中学校卒業まで拡充すること。
- (2) 国に対し、子どもの医療費無料化の拡充を求めること。
- (3) 県に対し、扱いを他市町村と同様にするよう求めること。
- (4) いわゆる「コンビニ受診」について有無を含めた実態把握を行うこと。
- (5) 障害児の1割負担は直ちに無料にすること。
- 11 不妊治療の補助制度を市独自で上乗せ拡充すること。
- 12 改正自殺対策基本法をふまえ、自殺予防対策を強化すること。
- (1) 市民対応窓口の職員(嘱託含め)に、ゲートキーパーを配置すること。
- (2) 市として24時間対応ができるよう体制強化を図ること。
- 13 「歯と口腔の健康づくり条例」を踏まえて、施策を前進させること。
- (1) 県が計画に位置付けたフッ素洗口実施を、市としても計画し、実施校を増やすこと。
- (2) 学校で歯磨きができる環境整備を行うこと。
- 14 受動喫煙防止に向けた法整備の検討が進んでおり、市においても外国人観光 客の受け入れ強化を図っている現状にかんがみ、以下を実施すること。
- (1)受動喫煙の弊害について、啓発を強化すること。
- (2) 市職員が大供公園で喫煙している現状にかんがみ、公園利用者や近隣通行者 等の受動喫煙を防止する観点で必要な対策をとること。
- (3)駅前噴水広場の喫煙スペースを、広場改修を待たず、移転または完全分煙すること。
- (4) 路上喫煙禁止区域を広げること。ポイ捨て禁止を徹底させること。
- 15 HIVをはじめとする感染症予防のために。
- (1) 感染の恐れがある人に対して、治療や相談がしやすいよう支援体制を充実させること。
- (2) 性感染症予防について、啓発をすすめること。
- 16 「がん対策推進条例」に基づき、総合的にがん対策を推進すること。
- (1)計画をつくり、数値目標を立てて系統的に推進せよ。
- (2) 早期発見・早期治療のため、がん健診率を国目標の50%に上げること。 ①特に女性のがん健診率を引き上げること。

- ②胃がん検診を毎年に戻すこと。
- ③70歳以上の肺がん検診を無料に戻すこと。
- (3)企業に対して、がん患者の就労支援について、啓発や各種制度の周知徹底を すすめること、
- (4) 学校でのがん教育をすすめること。
- (5) 相談支援センターの周知を行い、市民の活用をしやすくすること。
- (6) 弾性衣料やかつらなど、市として経済負担軽減策をとること。
- (7) がん対策予算を増やし、医療制度改善を国に求めること。
- (8) 障害年金の受給対象となる可能性のあるがん患者及び企業に制度を周知する こと。

#### 17 障害者福祉の充実をはかること。

- (1) 国と訴訟団・支援団体で結ばれた基本合意文書に沿った福祉法に改正するよう国に求めること。
- (2)障害者総合支援法の応益負担の撤回を国に求めること。
- (3) 障害者差別解消支援地域協議会は、当事者を公募すること。
- (4)精神科医療の自己負担への助成制度を設けること。特に低所得者への助成制度を設けること。
- (5) 在宅酸素療法患者の医療費助成について検討すること。
- (6) 心身障害者医療費助成制度について
  - ①精神の入院について、1年の期限を撤廃すること。
  - ②療育A、Bも入れるよう対象拡大すること。
  - ③所得制限をなくすこと。
  - ④1割負担をなくすこと。特に、重度障害者の医療費を無料化すること。
- (7) 地域生活へ移行する観点から、障害者の居住について目標と計画を持つこと。グループホームを推進すること。施設の確保に努めること。受け皿の整備と確保に目標と計画をもつこと。
- (8) 福祉タクシー制度の対象を拡大すること。助成の基準を本人所得に改めること。
- (9) 障害者雇用について
  - ①精神障害者や知的障害者を含め、雇用を促進させること。
  - ②市独自の施策を強化する目的で、他市事例を参考に条例を制定すること。
  - ③センターを設置するなどして、強力に取り組むこと。
- (10) 保健・予防対策及び精神障害者の対応等をすすめるために、保健師を抜本的 に増やし体制を確保すること。正規化すること。
- (11) 障害者自立支援法のサービスを受けている方を、65歳で介護保険制度に強制的に移行させるのをやめること。
- (12) 障害者が65歳を超えても従前のサービスを受けられることを周知するこ

と。

- (13) A型事業所について。
  - ①実態を把握するとともに、問題のある事業所は是正させること。
  - ②国に対して、補助金を人件費に使えるようにするなど制度の見直しを求めること。
- (14) 給付事業の在宅障害者のおむつ助成について条件緩和すること。幼少期以降 に障害になった人も対象にすること。
- (15) オストメイト支給品目を国に合わせて増やすこと。
- (16) 障害年金の認定にあたって、初診年齢の制限をやめるよう国に求めること。
- 18 事業者指導課の体制を抜本的に強化すること。少なくとも、高齢者部門と障害者部門を直ちに分けること。

#### 19 生活保護行政の充実をはかること。

- (1) 生活保護行政は、憲法の理念・条項をふまえ、申請の意思を尊重し受理すること。
- (2) 冬季加算や住宅扶助などの減額、控除の廃止などの生活保護基準改悪をやめ、引き上げるよう国に求めること。
- (3) 福祉事務所のケースワーカーは、担当数を1人80ケース以下となるよう増 員し、申請者や受給者への対応を改善すること。
- (4) クーラーの有無は直接命に係わる事態になっている。新規受給者に限らず市 独自で設置補助すること。国にも求めること、合わせて、夏季加算を検討す ること。冷蔵庫についても支給品目に含めるようにすること。
- (5) 受給者の親族が死亡などの場合に移送費が支給項目にあることを、受給者に 対して明確にしておくこと。
- (6) 車の保有については、家族の病状や仕事や地域性などの条件など、実情を踏まえて考慮し柔軟に対応すること。
- (7) 弱者が対象となる貧困ビジネス等について、ケースワーカーによる訪問を充 実させるなどして実態を把握し防止に努めること。
- (8)子どもが就職する際の支度金である市独自の「自立援護金」について、年齢制限を撤廃すること。額を抜本的に引き上げること。国に制度創設を求めること。

#### 20 生活困窮者対策のために予算を増やし、対応を強化すること。

- (1)税や公共料金の滞納がある場合は、まず生活実態を丁寧に聞き、暮らしの再 建を第一に考えること。
- (2) 他部局と連携して生活再建支援について個別支援できる体制をつくること。 そのために担当制を導入すること。

(3)全ての福祉区に「福祉ジョブ・サポート・スペース」を設置すること。

#### 21 「8050問題」について

- (1) 18歳以上のひきこもりの生活実態を調査し、国勢調査等の効果的な活用も 含め、全体把握を行うこと。
- (2) ひきこもり支援センターは独立させるとともに、専門職を配置すること。
- 22 無年金者が生じないように最低保障年金制度を創設するよう国に求めること。
- 23 動物愛護法に基づく啓発を行い、殺処分ゼロをめざして、適正な動物愛護行 政を進めること。
- (1)動物虐待防止の観点から、ブリーダーへの実効ある規制を盛り込んだ条例を つくること。
- (2) 地域猫活動の普及啓発を図ると共に、制度を使いやすいものに改善すること。
  - ①予算を拡充すること。
  - ②他自治体を参考に、個体の申請を事後にできるようにすること。
  - ③2年間の期限を撤廃すること。
  - ④公園など市有施設を開放すること。
  - ⑤市条例第21条に該当する場合には、引き取ること。
- (3) 譲渡を促進する団体等との連携を強めること。

#### 24 放射性物質について

- (1)環境中の放射性物質について測定し、数値の公表を継続すること。
- 25 市民病院について、岡山市として地域医療の確保と住民の健康増進に責任を もつ立場から、以下について要望し実現をはかること。
  - ①料金値上げをしないこと。
  - ②救急かどうか、所持金があるかどうかを問わず、市立の病院として断らない医療を今後も堅持すること。
  - ③無料低額診療を行うこと。
  - ④24時間対応の性暴力相談支援センターを設置すること。
  - ⑤ハイリスク妊産婦への対応を強化すること。
  - ⑥病児・病後児保育に取り組むこと。
  - ⑦発達障害児の療育の一翼を担うこと。
- 26 旧市民病院跡地については、地元住民との協議会を立ち上げること。

# 岡山っ子育成局関係

- 1 「子どもの権利条約」を全面的に踏まえた施策を行うこと。
- (1)子どもの権利条約全文をすべての子どもに配布すること。

#### 2 岡山市の就学前教育・保育について

- (1) 最優先課題である待機児童と未入園児童の解消にむけて、認可保育園を増や すこと。
- (2) 幼稚園での3歳児教育・預かり保育を早急に増やすこと。
  - ①ニーズの多い幼稚園では定員枠を増やし、希望者が全員入れるようにすること。
  - ②空き教室を積極活用すること。
- (3) 認可園より基準の低い認可外施設、とりわけ行政による基準やチェックのない 企業主導型保育によって待機児童等の解消をはからないこと。
- (4) 待機児童の抜本的解決を図るため、以下について国に求めること。
  - ①施設整備のための財源を引き続き確保すること。
  - ②公立園の運営や施設整備の財源について、公私格差をなくすよう国に求めること。
- (5) 市立幼稚園・保育園の民営化を行わないこと。
- (6)保育「無償化」にあたって。
  - ①副食費は完全無償化すること。せめて市が責任をもって徴収すること。
  - ②第3子以降の保育料は完全無料化すること。
  - ③監査を強化すること。特に認可外施設・事業については抜き打ち調査を含め、 子どもの命と健康を守ることを最優先に行うこと。
- (7)市立認定こども園について
  - ①抜本的な受け皿増につながらない保育園の転換は行なわず、引き続き認可保育 園として受入を図ること。
  - ②教職員の処遇に格差を作らないこと。
  - ③幼稚園教諭や副園長は、複数配置すること。
  - ④保護者の意向を無視して強引に進めないこと。
  - ⑤保育人数の適正な規模を検討し、巨大化させないこと。
- (8)「子ども・子育て支援事業計画」について。
  - ①計画改定にあたっては、10年20年先の予測を立てて策定すること。
  - ②保育提供区域を小学校区単位に改めること。
- (9) 保育施設について
  - ①小規模保育は、A型のみとすること。
  - ②営利企業の参入をさせないこと。
  - ③認可化移行支援を強めること。
- (10) 全ての保育施設で給食の直営自園調理を守ること。外部搬入をしないこと。

- (11) 認可園で多面的な保育要求にこたえること。特に公立園においてはセーフティーネットとしての役割に鑑み、延長、一時、夜間・休日、受入開始年齢の拡大などの保育を拡充すること。
- (12) 障害児について、受け入れ拡大と質の向上に取り組むこと。
  - ①障害児拠点園方式をやめ、全ての園に障害児受入の専用室の整備と、専任保育 士の配置を行うこと。
  - ②発達障害などの子どもたちへの支援を充実すること。どの園でも受け入れられるように充実すること。
  - ③障害児は、子どもの発達保障の立場から親の就労状況に関わらず、主治医など の証明により、保育の必要があるとして受け入れること。
- (13) 私立認可保育園への公的責任について
  - ①保育運営費の引き上げを国に求めること。1号と2・3号の較差問題を含め、公定価格の見直しを国に求めること。
  - ②家庭支援推進担当や障害児対応の保育士を配置すること。
  - ③給食を提供するのに必要な経費を運営費として保障すること。
  - ④無償化に伴う事務量の増大について、保育士が哺育に専念できるよう支援する こと。補助職員の補助は、新規導入時だけでなく既存分も対象とすること。

#### 3 保育士について

- (1) 抜本的な保育士不足を解消するために、処遇を改善すること。
  - ①全産業平均から大きく落ち込んでいる賃金について、市独自の上乗せを拡充し 継続すること。
  - ②家賃補助や奨学金返済支援について、対象や額を拡充すること。
  - ③育休復帰後の短時間勤務について、公立園で制度を利用できず退職せざるを得なかった事例がある。体制の確保や管理職への制度の周知徹底などを強化すること。私立でも、同様の制度や考え方の導入拡大を奨励・支援すること。
  - ④保育士の労働環境(休憩、年次有給休暇、週休2日など)を改善すること。
  - ⑤国に対して、保育士の処遇の抜本改善を求めること。
- (2) 保育士の配置についてはさらに水準を上げること。保育士の資格者にかかわる 規制緩和をこれ以上行わないこと。
- (3) 保育士の置き換えではなく、全ての保育園に看護師を加配すること。
- (4) 市の臨時保育士を正規化すること。市立保育園の保育士確保は、正規職員比率をせめて70%に引き上げること。育休代替分は新規採用数と別枠にする約束を守ること。

#### 4 地域子育て支援事業について

- (1) 病児・病後児保育を区ごとに増設できるように補助金を増やすこと。
- (2) 地域子育て支援拠点について

- ①中学校区に1つ配置すること。
- ②活動の実態を要綱に基づいて精査すること。
- ③どの拠点も毎日開設するものとすること。拠点以外でも、同等の活動をしているところには全額補助すること。
- ④新規参入希望を尊重すること。

#### 5 学童保育(放課後児童クラブ)を充実するために

- (1) 放課後児童クラブ事業の実施にあたっては、児童の発達を保障するという理 念を明確にし、施設基準、放課後児童支援員の処遇や体制などの引き上げに 努めること。
- (2) 運営体制について
  - ①施設基準や放課後児童支援員の管理・監督に市が直接、責任を持つこと。
  - ②希望者は、市の責任で全員受け入れるようにすること。
  - ③開所時間に市内同一基準を設け、延長保育、土曜保育を標準化すること。早期 に全土曜日の保育をめざすこと。
- (3) 市立施設への移行について、このままでは移行しないクラブが続出する懸念があることを直視し、各施設・運営委員会の話をよく聞いて制度改善をすすめること。
  - ①最終的な管理監督責任は市が持つことを明確にすること。将来にわたって市が 責任をもつこと。
  - ②児童福祉にふさわしく所得に応じた保育料とすること。
  - ③常勤者については、週30時間の勤務時間の上限をはずし、短大新卒並みの給与を保障し、職業として成り立つようにすること。
  - ④代替人員の確保は、市及びふれあい公社の責任で行うこと。育休や産休代替を 派遣できるようにすること。
  - ⑤「保護者負担は経費の半分」という考え方を改め、保護者負担を増やさず、市 の財政支出を増やすこと。
- (4) 施設確保にあたって
  - ①予算を十分確保し、執務室や障害児対応の専用室を設けること。
  - ②老朽化したプレハブ施設は、早急に建て替えること。
- (5) 支援員の質向上にむけて
  - ①放課後児童支援員は、研修を充実するなど、質の向上を図ること。
  - ②障害児への対応について、支援員への研修を強化すること。作業療法士など専門職の支援を受けられるようにすること。

#### 6 発達障害児者支援の拡充について

(1)発達障害者支援センター「ひかりんく」について、本庁舎整備に際して、心のセンターと統合して保健福祉会館内に移設し、十分な広さと機能を備えた

- ものとすること。
- (2) 医師や発達相談員など専門職を正規で配置すること。専門職が幼稚園・保育園をすべて巡回できるよう体制を整えること。
- (3) 家庭支援や小学校での円滑な活動のために。
  - ①1. 5歳や3歳の健診時には発達障害等を発見できない場合がある。小学校入学前に発見できるよう就学前の5歳児検診体制をとること。
  - ②小学校との接続が円滑に行えるようにすること。
  - ③就学前施設から小学校への連絡円滑化のために本人・家族・教職員が活用できる「困りごとカルテ」を整備すること。
  - ④他市事例を参考に、保護者が意見や気持ちを言える場をつくること。
- 7 子どもたちの多様な外遊びを保障する観点から、プレーパークの場所を増やし たり、継続的な活動ができたりするよう、支援を拡充すること。

#### 8 仁愛館について

- (1) 老朽化した施設を建て替えること。
- (2) 旧館は、シングルマザーのニーズに合った建て替え、自立支援の拠点とすること。
- (3) DV対策として、夜間休日の警備体制を人的配置で強化すること。
- (4)入居者の自立支援機能を長いスパンで充実させること。そのために必要な市 民団体との連携を図ること。

#### 9 児童福祉の充実について

- (1) こども総合相談所及び地域こども相談所について
  - ①児童福祉司・児童心理司・保健師、子ども相談主事などの専門職を正規で抜本 的に増員すること。
  - ②1人当たりの対応人数を減らすこと。せめて、速やかに100人以下にすること。
  - ③夜間休日にも専門的な対応ができるよう体制を充実させること。
- (2) 児童自立支援ホームの施設や事業への補助を抜本的に拡充すること。
- (3) 里親制度の拡充をすること。
  - ①市として、社会的養護の必要な子どもに対する里親率を高めるための方針と計 画を持つこと。
  - ②里親支援専門相談員の増員を進めるとともに、質の向上につとめること。
  - ③里親登録後、マッチングや相談体制の充実など、実際に里親になるまでの支援 を強めること。
  - ④里親の質の向上やフォローアップの仕組みを整えること。もうけ主義の里親が 見受けられる。児童福祉の観点から、不適切な里親を発見・是正できるチェッ

- ク体制を検討すること。
- ⑤発達障害児等配慮の必要な児童に対する加算や、習い事への助成、卒入学など 物入りの時期に対する支援などを行うこと。
- ⑥子どものための後見人制度について、市として検討すること。

#### 10 善隣館について

- (1)体制は、国方針に基づいて小舎制を基本とすること。現在の施設を拠点と し、近隣の空家等を活用するなどしてサテライト型の整備を行うこと。あわ せて必要な職員について、増員を図ること
- (2) 現地にこだわらず建て替えを早急に行うこと。
- 11 子どもの貧困対策を強化するとともに、すべての子どもを対象として拡充 し、子育て支援施策全般の底上げを図ること。
- (1) 市として以下のことに早急に取り組むこと。
  - ①総合的な調査を行い、国勢調査等も効果的に活用して実態把握し、問題点と課題を明らかにすること。
  - ②条例を制定すること。
  - ③独立した計画を立てて対策を推進すること。
  - ④担当課を設置し、全庁的に取り組む体制を強化すること。
- (2) 市独自の給付型奨学金制度を創設すること。既存の奨学金の返済支援を検討すること。
- (3)児童手当及び児童扶養手当の毎月支給を検討すること。合わせて、市独自で できる支援策を検討すること。
- (4)中学校区単位でコミュニティソーシャルワーカーを配置すること。
- (5) スクールソーシャルワーカーは制度の趣旨にのっとり、社会福祉士や精神保 健福祉士などの専門職を週3時間以上、各学校に配置すること。
- (6) 学習支援は、対象を小学生および就学援助受給世帯にも広げること。
- (7)子ども食堂への支援を行うこと。子どもの居場所づくりを行う団体への支援 を継続すること。
- 12 3人乗り自転車について、対象者や使用期間が限られていることから、低額 で利用できる制度を研究すること。

### 環境局関係

1 産廃行政について

- (1) 岡山市の良質な自然環境を守る観点で、新条例を検討すること。
- (2)「岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例」を充実強化すること。
  - ①事前協議の段階から、住民と事業者や行政との間での紛争に関する規定を盛り 込むこと。
  - ②違反者への罰則をより実効性のあるものとすること。
- (3) 稼働中の施設に対しては、立ち入り監視・調査・指導を抜き打ちも含め、より厳重に行うこと。中間処理施設での違法の疑いのある焼却について、見逃されている懸念がある。通報があれば直ちに現場確認すること。
- 2 地球規模の環境破壊に対して持続可能な社会をめざすため、市の目標と取り組みを大きく引き上げること。市民が主体的に行動できるよう、啓発を進めること。
- (1) CO2について、排出ゼロをめざして現在の排出目標を抜本的に見直すこと。 市全体の政策に反映させること。
- (2) 焼却に頼るごみ処理のあり方を根本から見直すこと。
  - ①焼却中心のごみ対策を改め、サーマルリサイクルの考え方から脱却し、プラス チックの再資源化を行うこと。
  - ②4Rなどの分別・資源化を徹底して、資源化や生ごみ減量化の取り組みを、目標を含めて抜本的に見直し、強化すること。
- (3) 石炭火力発電に頼らないよう国に求めること。
- (4) 海ごみについて、県や関係自治体と連携しながら対策を強化すること。
  - ①市民に啓発と教育を進めること。
  - ②市民ボランティアへの支援を充実させること。
  - ③海ごみにつながる河川・水路への流入や投棄の防止、清掃を行うこと。
- 3 現行のエネルギー課税について、環境税はCO2排出量を考慮した排出企業負担となるよう国に制度改正を求めること。
- 4 エネルギーの地産地消の観点で、太陽光発電・小風力発電・小水力発電など、 再生可能エネルギーの利用促進のための啓発をすすめ、国の助成制度の新設・ 拡充を求めるとともに、市独自の助成制度を拡充すること。
- 5 再生エネルギー普及の財源は電気料金に転嫁させないよう国と事業者に求める こと。
- 6 木質事業系ゴミを木質燃料やたい肥にするなど、再利用する方向に転換すること。

#### 7 家庭ごみ対策について

- (1) 市民のごみ減量化への意識と実践を高めていくために
  - ①学校教育や市民教育を強化すること。
  - ②分別の種類を増やし、資源化の徹底を市民協働ですすめること。
  - ③生ごみ削減のために、たい肥化施設をつくること。
- (2) ごみ有料化を再検討し、無料に戻すこと。
- (3) 日本語の説明が理解できない住民にも、ごみの分別ができるよう市の責任で 周知すること。
- 8 「ふれあい収集」は希望する高齢者・障害者に対象を拡大すること。「高齢者等の みの世帯」との条件を実態にあわせて緩和すること。
- 9 粗大ごみについて、無料でのステーション収集を年に1回程度は行うこと。

#### 10 事業系ごみについて

- (1) 処理手数料は、処理コスト相当分の額とすること。
- (2) 増量している原因を精密に調査し分析すること。
- (3) 分別を徹底し、減量化をはかること。
- (4) 収集許可事業者の指導を行うこと。ごみの検量は厳正に行うこと。事業者からのごみの持ち込みについては、不正を許さないこと。
- (5) 拡大生産者責任を明確にし、製造・販売事業者の責任において発生抑制を指導すること。過剰包装の抑制など市内業者にも働きかけること。

#### 11 ごみ処理広域化基本計画について

- (1)域内処理を基本に見直すこと。
- (2) ごみ処理基本計画に基づいて計画を見直すこと。
- 12 し尿浄化槽の清掃・維持管理について、回数を減らすこと。
- 13 他市ではほとんど実施されていない合特法による事業は廃止すること。
- 14 「地域主体による生物多様性の保全を推進する条例」の理念に基づき、引き続き、オオタカ等絶滅危惧種に指定されている生物、希少生物であるスイゲンゼニタナゴやダルマガエル等の保護に、実効ある対策をとること。

#### 15 住民の生活環境を守るために

(1) 低周波公害、騒音・振動、電磁波、煙、悪臭などへの対策及び発生抑制に対

- し、関係部局と連携し問題意識をもって積極的に取り組むこと。
- (2)住民の生活環境を守る観点で、市環境保全条例を抜本的に強化すること。該 当する事業者が地元住民に説明責任を果たすよう指導すること。
- (3) 住宅地における深夜のカラオケ営業について、近隣住民の声をもとに、事業 者に適切に指導すること。

## 産業観光局関係

- 1 食料自給率向上に努めること。
- 2 国内農業に打撃を与える農産物の輸入自由化を見直すよう、国に求めること。
- 3 優良農地の保全について
- (1) 市街地における農地を保全できるような税制をつくるよう国に求めること。
- (2) 農地転用は厳格に行うこと。市長判断を濫用しないこと。
- 4 岡山の農業の特色を生かした農政を推進すること。
- (1) 兼業農家を含む家族農業を基本とする農業振興に取り組むこと。施策の推進 に当たっては、青色申告や認定農業者の範囲に入らない零細農業者でも意欲 を持って続けていけるよう配慮すること。
- (2) 農業を支える担い手として、若者及び定年後就農者への技術指導・資金融資制度を整備すること。移住や退職後の就農を促進する事業を単市でも拡充すること。
- (3) 営農指導や6次産業化を推進するために、農業改良普及員・生活改善普及員制度を岡山市としても新設すること。
- (4)「おかやま有機無農薬農産物」認証制度を市として有効活用し、ブランド力を 高めるよう取り組むこと。
- 5 地産地消を基本に、米・地場産物の消費拡大を進めること。
- (1)地域農業振興室を充実し、地産地消を推進すること。
- (2)飯米の消費拡大に努めること。
- (3) 市内産米粉製品の普及をはかること。目的に合った製粉機を導入すること。 米製粉事業を支援すること。
- (4) 米・野菜など安全な食材が提供できるよう、有機・無農薬栽培講座の開設など環境保全型農業の推進をすること。
- (5) バラ寿司やフナ飯をはじめとする郷土料理とそれにまつわる文化を守ること。

- 必要な素材提供をする生産者を育成すること。
- (6) 学校給食用に地元産の小麦の研究を進めること。輸入小麦から有害な残留農薬 の検出事例が報告されている。
- 6 土地改良区の合併を促進し、合理化を進めること。土地改良区賦課金の二重払い は解消すること。
- 7 農業用水路の改修は、環境保全の視点で生態系を考慮した工法で行うこと。藻刈 浚渫交付金を増額すること。

#### 8 用水路等の安全対策について

- (1)全国的に見ても多数の転落事故が発生している現状に鑑み、農業用水路の安全 確保に取り組むこと。
- (2) 柵などの必要性について、地域要望の有無にかかわらず、必要なところについては、市として独自判断し対策をとること。
- 9 多面的機能支払制度の啓発を十分に行うと共に、事務的支援を市として行うこと。
- 10 防災の観点から、ため池改修を急ぐこと。管理できないため池は廃止すること。
- (1) 国が基準を変えて対象が広がったことを踏まえ、ただちに対策を取ること。

#### 11 有害鳥獣対策について

- (1) 農地保護のため、侵入防止策や捕獲柵の補助について、対象や額の拡大を引き続き図ること。
- (2) 狩猟に携わる人材の育成に努めること。
- (3) 処理場や加工施設を整備し、付加価値の高い商品化を支援すること。
- (4) 広域的な実態把握と個体数の抑制対策を県国に求めること。
- (5) 市街地のイノシシやサルの出没について、防止策やその場での対応等について市民や地域・学校の関係者に周知、啓発すること。

#### 12 森林保全と治山対策に取り組むこと。

- (1) 体制強化をするとともに、林業労働者育成に努め、林野の整備を行うこと。
- (2) 林業振興の観点から県産材等の活用を促進すること。
  - ①公共施設に県産材の利用を促進する条例や計画を持ち推進すること。
  - ②木質ペレットなど、木材利用を具体的に進めること。
  - ③手入れされていない竹林が周辺に及ぼす害への対策を検討すること。

#### 13 水産業支援について

- (1)漁業の振興策をとること。
- (2) のりの色落ちに対策をとること。

#### 14 安全で安心な食料の確保について

- (1) 自国の食糧は自国で確保する農業主権の強化を国に求めること。
- (2) アメリカいいなりの貿易協定の批准をやめるよう国に求めること。国民生活 に大打撃を与えるTPP協定からの脱退を国に求めること。
- (3) 市としても市内の農家の影響について実態を把握し対応すること。
- (4)種子法の復活を国に求めること。合わせて、県に対して種子条例の制定を働きかけること。

#### 15 中小企業振興について

- (1)「小規模企業・中小企業振興条例」に基づき、市内の中小・小規模企業を詳細に実態調査して、業種や規模や地域特性に応じた、またじぎょすや側と働く側の双方をみすえた具体的な計画を策定し、施策をすすめること。
- (2)中小企業振興室を体制強化し、困りごとに対する個別支援をアウトリーチで 行えるようにすること。
- (3)中小零細業者への低利長期の各種資金融資制度の充実をはかること。
- (4) 福祉業界などと工業界の情報交換の機会を引き続き充実させること。福祉現場での工夫を製品化する支援を行うこと。
- 16 地場企業の振興のために、住宅リフォーム助成制度を創設すること。
- 17 商店街活性化計画をつくり、商店街の振興をはかること。
- (1) 特色あるまちづくりをすすめる商店街を支援すること。各商店街の活性化策 を策定すること。
- (2) 空き店舗かどうかに関わらず、店舗リフォーム助成制度を創設すること。
- (3) 空き店舗について、耐震化の補助をすること。更新の促進などの対策を拡充すること。
- 18 新産業ゾーンについては、期限終了時に必ず売却すること。
- 19 不要不急な大型コンベンション施設は、建設しないこと。

### 中央卸売市場関係

- 1 条例改正にあたっては、市民の食の安全と生産者の持続的な生産を守る立場に立って、公的市場の責任を果たせる内容とすること。
- 2 市民の台所である中央卸売市場については、引き続き公設市場として、安全な 食料供給に徹し、市場活性化を目指すこと。
- (1)施設・設備の整備・更新・補修は市の責任で行うこと。
- (2) 品質保持のために、施設全体で温度管理ができる構造にすること。
- 3 卸売市場が安全で安心できる食材を提供していることを、市民にしっかり知らせること。食品への放射能検査を行うこと。特に放射能汚染の危険が高い海産物については、独自に検査し公表すること。

### 都市整備局関係

- 1 交通政策は、公共交通空白地域の解消を最優先にすること。
- (1) 市民の移動権、交通権を保障する内容とすること。
- (2) 計画等の策定にあたっては、幅広い市民的議論を行うこと。
- (3)交通政策は、交通不便地域の20万人の解消を最優先課題とし、解消には市が 責任を持つことを明確にして、目標値を持って具体策を立てること。
- (4)大型事業に偏らず交通確保の予算を抜本的に拡充し、市民に負担を転嫁することなく充実させること。
- (5) 地域性に応じた既存路線バス・コミュニティバス・デマンドタクシー等の対策を進めること。ふれあいバスも交通資源として活用できるよう都市整備局がイニシアチブをとること。
- (6) ノンステップバスについて、事業者のヒアリングを行うなどして実情に合った補助を増やすこと。
- (7)交通結節点であることを生かせるよう、JRローカル線の増便を働きかけること。

#### 2 路面電車の岡山駅前乗り入れについて

- (1)効果のある利用客層や地域が限られることに対して、43億円もの公費投入は すべきでない。中止すること。
- (2) 広場の改修を含め関連する全体の経費で費用対効果を算出すること。

#### 3 吉備線LRT化について、計画を抜本的に再考すること。

- (1) LRTより先にやるべきことが多くあり、自動車道路との共用区間がごく限られるにも関わらず、市負担だけでも70億円の巨費投入となっていることなど、数々の問題点を直視し、全市民的議論を行うこと。
- (2) LRT化とは別に、JRに増便や備前三門駅西側踏切の4車線化を求めること。
- (3) 吉備線の維持存続や周辺の振興は重要であり、各駅からのフィーダー交通をは じめとする住民の交通手段の確保は、LRT化の進行に関わらず整備を急ぐこ と。整備にあたっては、タクシー券方式や民間の輸送車両との連携などさまざ まな方式を柔軟に検討すること。

#### 4 自転車政策について

- (1)「自転車先進都市おかやま実効戦略」に基づき、自動車と自転車の交通分離を 促進すること。自転車専用レーンの整備にあたっては、途中で途切れないよ う通行実態に見合ったものとすること。路肩の違法駐車対策を強化するこ と。
- (2) マイカーからの転換をはかるため、パークアンドライドやパークアンドバス ライド等の環境整備を進めること。
- (3) 中高生に対して、安全運転の啓発を進めること。
- (4) ももちゃりについて。
  - ①自家用車からの転換がはかられているのか、事業の目的や他の政策との整合性 を含めた検証を行うこと。
  - ②メンテナンスを十分行うこと。
  - ③ハレカによる支払も可能にすること。
  - ④旅行客の利便性向上の観点から、「1日利用」や「単発利用」など多様な利用 形態の設定と、それに適した簡便な手続きを検討し実施すること。
- (5) 駅駐輪場をJRの附置義務とする法改正を国に求めること。
- (6) 桜橋で自転車・歩行者の通行の安全策をはかること。張出での設置など様々 な方策を検討すること。
- (7) 市としての保険や共済の制度創設について、検討すること。

#### 5 再開発について

- (1) 今進められている事業や今後生じる事業について、将来にわたる財政負担を 十分に考慮し抑制すること。
- (2) 将来の人口減少を見越したまちづくり・再開発の計画をつくること。ビルの 無秩序な乱立につながらないよう抑制すること。
- (3) 特定建築者事業をはじめとする、特定の事業者を有利にする事業は行わない こと。

#### 6 市営住宅について

- (1) 入居希望者は多数おり、使用可能な戸数を至急増やすこと。老朽住宅の建て 替え計画を早急に具体化すること。
- (2) 高齢者・障害者向けの戸数を増やすこと。
- (3) 現在の戸数を減らさないこと。
- (4) 市営住宅の指定管理者制度について、住民や関連業者の意見を聴き、自主事業も含め、毎年検証を行うこと。
- (5) 住居内の整備について
  - ①入居者の風呂設置を全市営住宅に速やかに行うこと。
  - ②全室にエアコンを設置すること。
- (6)廃止住宅・棟については、速やかに撤去すること。撤去までの間は周辺の環境や安全保全の観点から清掃を行うこと。
- (7) ペットの飼育について、社会状況の変化や今後の高齢化などに鑑み、検討すること。

#### 7 空き家対策について

- (1) 空家除却の障害となっている税制を是正するよう国に求めること。
- (2) 代執行について、判断から執行に至るまでの時間や手続きをスムーズに行うこと。
- (3) 住家自体は直ちには倒壊の危険がなくても、敷地内に繁茂している樹木の状態によっては周辺に危険度のある場合がある。樹木の繁茂の状態も危険度の 判定に含めること。
- 8 空き家リフォーム助成について、制度の充実や周知を図ること。
- 9 木造家屋耐震診断補助制度について、新々耐震基準を満たしていないものを補助対象にすること。

#### 10 東西両中島地区について

- (1) 住民参加でまちづくりの計画をつくること。住民の意見を聴く機会をつくること。
- (2)都市計画公園として使うのであれば、市で購入すること。

#### 11 道路管理について

- (1) 地元要望に対し対応が追いついていない現状にかんがみ、境界立会などの体制の拡充をはかること。
- (2) 市道認定に当たっては、側溝整備や舗装化を条件にせず柔軟に対応すること。

(3) 点字ブロックについて、ブロック上に物を置かないよう啓発すること。破損 状況を点検し、速やかに補修・交換すること。色形を標準に合わせて統一す ることを意識すること。連続性を大切にすること。

#### 12 用水の転落防止について

- (1) 危険個所の把握については、町内会だけに依拠することなく、通行者や周辺 住民のニーズを把握すること。
- (2) ニーズに見合った全市的な整備計画をたて、予算を引き続き確保すること。
- (3) 白線やデリネーター、柵、ふた掛けなど様々な手法を活用した個別具体的な計画を立て、推進すること。

#### 13 公園の整備について

- (1) 2017から18年にかけて行った調査で不備のあった遊具を速やかに修繕 しなかったことについて、原因と責任を明らかにすること。直ちに改修する こと。
- (2) 公園の種別にかかわらず遊具について、国土交通省の「都市公園における遊 具の安全確保に関する指針」に基づいて点検し、そのつど修繕整備するこ と。そのための予算を確保すること。
- (3) 植栽の管理、広場の機能維持など、利用者が安心して使える状態を保全する こと。愛護委員会があっても管理できていない実態があるところについて は、市が責任を持つこと。
- 14 「屋外広告物条例」において、政治活動用屋外広告物は許可申請から除外すること。岡山市では特に規制が厳しい。

#### 15 市街化調整区域における開発について

- (1)市街地の無秩序な拡大をさせないため、50戸連たん制度を速やかに廃止する こと。
- (2) 県南マスタープランの具体化にあたっては、優良農地を保全する観点で、客観性のある基準をつくること。
- (3) 市長判断を濫用しないこと。
- 16 立地適正化計画について、将来にわたって居住の自由を保障し、住む場所による不利益が生じないようにすること。
- (1) 移転を強要しないこと。ペナルティを設けないこと
- (2) どこに住んでいても道路や上下水道といった生活インフラは保証すること。

#### 17 不法埋め立てに関して

- (1)「残土処分規制法」(仮称)制定を国に強く求めること。また、「岡山市埋立条例」 を規制強化の方向で改正すること。
- (2) 不法な業者への対応を厳正に行うこと。
- (3)環境基準を超えるヒ素が検出された金甲山中腹の不法埋立残土について、撤去を実現させること。

### 下水道河川局関係

#### 1 汚水処理率の向上にむけて

- (1)汚水処理率に着目し、公共下水道のみに頼らない汚水処理計画に見直すこと。
- (2)下水道局で一体的汚水処理対策ができるよう、合併浄化槽の取り扱い事務に ついて環境局から下水道局へ移管すること。
- (3) 汚水処理対策を飛躍的に前進させるために、市としての合併浄化槽補助率・ 補助額を増やすこと。
- 2 下水道使用料は引き上げることなく引き下げる努力をすること。
- 3 不明水は、引き続き調査を行い、対策に取り組むこと。
- 4 老朽施設・老朽管の更新については、費用の見通しも含めて計画を立てること。
- 5 汲み取り式であって合流式の地域で合併浄化槽も水洗式も使用していない住民 から下水道料金を取っている現状を是正すること。
- 6 公共下水道への接続率を高めるため、無利子の貸付制度を作り、水洗化を促進すること。水洗便所改造等補助金制度は、継続すること。

#### 7 内水害対策について

- (1)近年のゲリラ豪雨もふまえ、浸水被害を出さないよう、対策をさらに積極的 に推進すること。
- (2) 水田が減少する下で、市街化された区域での浸水対策を強化すること。全て の市街地に排水区を設定し、都市排水の計画をたてること。浸水対策基本計 画の「時間降雨60ミリ」の基準を見直すこと。
- (3) 開発行為に関わる雨水貯水施設の容量拡充および対象拡大を行うこと。

8 砂川・笹ヶ瀬川・足守川・倉敷川・宇甘川・宮川の改修や浚渫を、県・国に要望すること。流域の排水対策を進めること。

# 水道局関係

- 1 苫田ダムからの受水について、毎年23億円もの水を購入しながら使用せずに 捨てている実態がある。無駄な購入を改めること。
- (1) 利水から治水への転用を国に求めること。その際新たな負担が生じないよう にすること。
- (2) 岡山県広域水道企業団からの責任水量を減らすこと。人口減少化を踏まえな い過大な受水計画を改めるよう市として意見を述べること。
- (3) 鴨越など廃止した水源地を復活させ、市独自の水源の割合を高めること。
- 2 水道事業は、将来にわたって民営化しないこと。
- 3 水道料金は値上げしないこと。
- 4 受益者負担と言うのであれば、大量利用者への減免制度は改めること。低所得者への減免制度は福祉的観点で創設すること。
- 5 漏水対策を急ぐこと。有収率を向上させること。
- 6 新庁舎の会議室等を他部局に開放すること。

### 消防局関係

- 1 整備指針に基づき増員すること。
- 2 消防職員委員会の活動を活性化し、民主的な職場づくりをすすめ、職員の意欲を 高めること。
- 3 女性職員への配慮をすること。セクハラ事件の再発防止を図ること。

- 4 消防団の新団員の確保、育成に努めること。安全装備は全員に行き渡るようにすること。
- 5 老朽化した消防機庫の建て替え・改修を推進すること。トイレについては、改修 を待たず洋式化すること。
- 6 防火査察を強化すること。抜き打ち査察も適宜行うこと。
- 7 住宅用火災報知器の設置について、既存賃貸住宅では家主の責任としたうえで 設置補助を行うこと。

## 教育委員会関係

- 1 総合教育会議について、首長による政治的介入を許さず、教育の政治的中立性 を確保すること。
- 2 教育大綱改定にあたって、現大綱が競争偏重で教員の負担増ともなっていることに鑑み、教育現場の自主性を尊重する簡素なものとすること。
- 3 教育振興基本計画に、子どもの権利条約の理念を明確に反映させること。
- (1)子どもの権利条約に書かれている、全ての子どもの権利と、その権利を守る ために行政等がしなければならないことを大綱で明確にすること。
  - ①子どもの最善の利益を擁護することを明記すること。
  - ②「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」それぞれについて、子どもにどんな権利があるかを具体的に明記すること。
  - ③子どもの権利条約について、「過度の競争教育を改めること」など、2010 年6月の国連からの指摘を大綱に反映させること。
- (2) 道徳教育は、子どもが、何が正しいかを自ら判断できる力を養えるようにすること。「規範意識の醸成」や「正解を選択できること」で評価しないこと。
- 4 教育環境充実のために、以下のことを国に求めること。
- (1)過不足を把握すること。国に必要な財源を求めること。
- (2) 年単位変形労働時間制を導入しないようにすること。
- 5 一人ひとりの子どもの学びを保障することが、学校の問題の解決につながると

考える。子どもと教職員が、双方向で学ぶ喜びを実感できる学校づくりを進めるために以下を実現または推進すること。

- (1) クラス担任はすべて正規職員で確保すること。
- (2) 少人数学級を全学年で実施すること。30人以下学級について、下限の設定 や選択制など全国の事例にも学んで、本市でも推進すること。
- (3) 学級編成(担任配置) の児童数の算定には、特別支援学級の児童生徒の数を 含めること。
- (4) 用務員など学校職員について、正規化を進めること。
- (5) 大規模校においては、司書、養護教諭、用務員等の複数配置を進めること。
- (6) 岡山っ子スタート・サポート事業について。
  - ①県に負担を求めること。
  - ②年度末まで勤められるようにすること。
  - ③学年の人数が30人以上であれば、必ず全クラスに配置するようにすること。
- (7) 教員は、年間授業時数が増え、専門性がより求められる中で、多忙化している。子どもと向き合う時間が減ることは、子どもの体験の減少につながり、 豊かな学びに逆行する。教員が子どもと向き合う時間を増やすために加配を 含め、以下を実現すること。
  - ①教員一人当たりの持ちコマ数を4コマに戻すこと。
  - ②事務及び部活動指導の負担軽減を進めること。
  - ③教員のOJT及び相談体制を強化すること。
  - ④給食費の公会計化を速やかに実現すること。
  - ⑤教職員の勤務時間の実態を把握すること。長時間労働や不払い残業を是正する こと。
  - ⑥小学校と中学校の人事交流を進めること。
- (8) 学校評議員制度は地域に開かれた内容にし、情報公開に努めること。地域協 働学校制度と合わせて、目的や役割をわかりやすく整理すること。
- (9) 学校警察連絡室は、県に廃止を求めること。市として利用しないこと。少なくとも日常的な関与をさせないこと。あいさつ運動等は、日常的な教職員の取組で実現できる。「規範意識の醸成」を正面に据えることは教育的効果が薄い。

#### 6 競争偏重の教育方針を改めること

- (1)全国・全市共通テストとなる全国学力テスト(全国学力・学習状況調査)への参加はやめ、市独自テスト(学力アセス)は実施しないこと。
- (2) 結果について、学校序列化につながるような公表は絶対にしないこと。
- (3) 受験のための回答スキルに偏った指導ではなく、自ら考えられる子どもを増 やす教育を進めること。一部で、答えが合っているのに記述の仕方が受験で ないとして不正解とする指導がなされていると側聞している。

- 7 いじめは常に発生しうるという認識に立って、いじめ相談窓口の周知を引き続き徹底すること。
- 8 子どもの貧困対策を市として強化すること。
- (1)子ども相談主事とは別に、教育委員会としてスクールソーシャルワーカー (SSW)を各学校に配置すること。
  - ①SSWとして配置する職員は、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理士等の専門資格を有する者とすること。
  - ②文部科学省のSSWの予算を活用すること。
  - ③各校に週3時間以上勤務できる体制を確保すること。
- (2) 就学援助制度の対象と支給額を拡充すること。
  - ①現行の認定基準では社会保険料等を支払うと生活保護水準を下回る実態がある ことを踏まえ、認定基準を「生活保護基準」の1.5倍とすること。
  - ②申請、支給事務を毎月行うこと。
  - ③新入学学用品の支給は、それぞれの学校と調整し、前年度中の用品購入日に間 に合うように支給すること。
  - ④学校保健安全法に基づいた学校病治療にアトピーを認めるよう、国に要望する こと。
  - ⑤大半の政令市で実現している通り、修学旅行費は実費支給とし、学校給食費は 全額支給すること。
  - ⑥国も認めているクラブ活動費、PTA費、生徒会費を支給対象とすること。
  - ⑦就学援助や特別支援教育就学奨励費の対象に生活保護世帯を含めること。生活 保護世帯にも就学援助制度から修学旅行費などが支給されることを対象世帯及 び全ての教職員に周知徹底すること。
- (3) 多様な形態と人材を柔軟に考えつつ、小学校区単位で学習支援を行うこと。
- (4) 学童校外事故共済、災害遺児教育年金、交通遺児基金について、貧困対策と しても位置付けし直し、支給対象の拡大や掛け金の減免など、それぞれの制 度を拡充すること。

#### 9 学校規模の見直しについて

- (1) 効率化優先で学校統廃合や義務教育学校化を進めないこと。学校統廃合に関 して、中央小学校や蛍明小学校の検証を行うこと。
- (2) 中央小学校等の教室不足に早急に対応すること。児童数の見込みについて検証すること。
- (3) 31学級以上の大規模校について、過大規模の解消をめざして学区のあり方 を検討すること。
- (4) 山南義務教育学校(仮称)において、初・中等部及び高等部のそれぞれで校

長や司書、養護教諭などを配置すること。

#### 10 平和教育について

- (1)学校教育に、高齢化が進む戦争体験者と触れ合う機会を積極的に位置づけ、 加害の歴史、被害の歴史について、事実に基づく平和教育を進めること。
- (2) 岡山空襲の歴史を継承するためにも、「岡山空襲資料室」を積極的に活用すること。また、活用時の校外学習必要経費は、予算として確保すること。

#### 11 教職員の研修を充実させること。

- (1)独立した教育研修センターを設けること。
- (2)研修にあたって、合理的な理由がある場合は公共交通機関にこだわらず、自家用車を公務使用する場合は実費を支給すること。
- (3) 免許更新制度は廃止するよう国に求めること。
- (4) 教職員の評価制度と賃金リンクをやめること。

#### 12 特別支援教育の体制を充実させること。

- (1)対応の必要な児童・生徒について1人1人にあった個別のプログラムや「自分カルテ」を作成するなどして、子ども自身や周囲が対応に困らずにすむ仕組みづくりをすすめること。
- (2) 保護者の気持に寄り添い、丁寧な対応を行うために
  - ①就学前相談において保護者の希望とのギャップに注意して、子どもの処遇を検 討すること。
  - ②保護者が相談しやすい環境を整えること。
- (3)特別支援学級について
  - ①特別支援教育支援員を学校の要請に基づいて確保すること。
  - ②特別支援学級は、対象児童・生徒が1人から設置すること。
  - ③転入・移籍等で増減する子どもの数に対応できる教員配置を行うこと。
  - ④特別支援学級の編成にあたっては、同一学年に8名以上の児童生徒が在籍している場合には、単一学年で編成すること。多くとも2学年以下の編成とすること。
- (4) 特別支援教育コーディネーターは、必要に応じて学校に専任で配置すること。定数に含めるよう国に求めること。校内委員会を充実させること。
- (5) 講師を含め教職員に対して十分な研修を行い、質の向上につとめること。

#### 13 市として公立夜間中学を設置すること。

#### 14 不登校児童・生徒の支援について

(1) 文部科学省の新しい通知にもある通り、学校に戻るかどうかで見るのではな

- く、子どもの居場所を確保する政策にあらためること。
- (2) 適応指導教室以外の日中の居場所づくりを教育行政としても取り組むこと。
  - ①フリースクールをはじめとする子どもの居場所を、関係部局と連携して、各小学校区に確保すること。そのために、市民協働の観点から、NPO等の市民団体の活動を支援すること。
  - ②学習保障を方針に明確に位置付け、具体化すること。
- (3) 適応指導教室について
  - ①子どもの「不適応」を連想させる「適応指導教室」の名称を改めること。
  - ②適応指導教室の指導員等を正規職員とすること。
  - ③コミュニティバスの利用を含め、ラポート牧山に通うための交通手段を確保すること。他の教室でも交通手段を確保するようつとめること。

#### 15 教職員すべてを対象としたメンタルヘルスケアのために

- (1) 相談体制や、現場復帰の個別支援体制を充実すること。
- (2) パワハラ、セクハラをはじめ、あらゆるハラスメントの根絶と防止をめざして、実効性のある方針と計画及び体制を構築し、推進すること。
- 16 不祥事を起こした教職員の復帰にあたっては、子ども達に与える影響を慎重に考慮して配置すること。

#### 17 学校・園の整備について

- (1) 冷暖房を整備すること。
  - ①小・中学校の体育館及び特別教室への設置を進めること。
  - ②幼稚園の普通教室を速やかに。
  - ③必要な燃料費は予算を確保すること。
- (2)トイレの洋式化を進めること。
  - ①校舎のトイレは、ワンフロアに和式を1つ残して他は洋式化すること。
  - ②増改築によらなくても促進すること。
  - ③避難所開設時に使用しうるトイレは直ちに改修すること。
- (3) エレベーターは、必要に応じて機敏に設置すること。
- (4) プールで老朽化したものは、改修を基本とすること。

#### 18 学校給食の充実に向けて

- (1) 義務教育の一環として、給食費は無償とすること。
- (2) 民間委託の割合を引き下げること。パート雇用も活用して直営方式に戻すこと。
- (3) 栄養士は、全ての学校に全員正規で配置すること。安易に会計年度任用職員 化しないこと。

- (4)技術の継承や非常時対応のために、給食調理員の正規確保を計画的に行うこと。
- (5) 学校教育施設等整備基金は廃止し、どこの学校であっても必要な備品等はきちんと予算確保すること。
- (6) 学校給食の地産地消率はカロリーベースで算出し、不断の向上につとめること。米飯給食など地元産米の消費拡大に努めること。合わせて、残留農薬の 危険性が指摘されている輸入小麦の使用を減らすこと。
- 19 「学校徴収金の納入についての同意書」を廃止すること。
- 20 地域協働学校の取り組みを予算化すること。
- 21 有意義な取り組みであるシニアスクールを積極活用し、広げるとともに、継続が可能となるよう財政面を含め支援すること。
- 22 議会も全会一致で採択した私学助成の拡充を、国・県に引き続き求めること。

#### 23 市立後楽館高校について

- (1) 不登校や高校中退の生徒の受け入れを積極的に行うこと。そのために養護教員を増やすこと。
- (2) 夏場に教室が暑すぎるとの声がある。校舎の特性を十分考慮し、実測するなどして、勉強や生活に支障のない温度管理を行うこと。燃料費は必要な予算を確保すること。
- (3) 教員の異動の際に不利益とならないよう、処遇を県立高校並みに引き上げること。
- (4)講師採用試験時の一次試験免除に関して、受験者が不利とならないよう県と 協議すること。

#### 24 図書館充実のために

- (1)学校司書は全ての学校に、全員正規で配置すること。市立図書館の司書は、 全て正規配置すること。
- (2) 中区及び西部地域に、確実に図書館を建設すること。
- (3) 岡山市子ども読書活動推進計画に基づいて実施計画をつくり、施策を推進すること。中央図書館が推進センターであることを明示し、積極的に役割を果たすこと。
- 25 公民館は、「民主主義の学校」との認識のもと、地域や全市の課題解決に対応

#### する取り組みを強化すること。

- (1) 西川アイプラザを中央公民館と位置付けること。
- (2) 旭公民館の建て替えを含め、中央中学校区の公民館を早期に整備すること。
- (3) 公募館長を増やすこと。特定事業主行動計画に基づき女性の登用を増やすこと。 と。
- (4)公民館職員に市民サービス業務を兼務させないこと。公民館における市民サ ービス業務はこれ以上拡大しないこと。
- (5) 職員は地域担当も含め全て正規化すること。公民館がこれから果たしていく 役割の重要性に鑑み、会計年度任用職員にはしないこと。
- (6) 西日本豪雨災害での公民館の成果と課題を検証すること。指定避難所として の公民館の果たすべき役割を明確にして、市民に周知すること。
- (7)上道公民館は、現在地での建て替えを、進入路にあたる橋の改修を含めて再検討すること。移転案の場所は課題や負担が多く、住民の中からは現在地での建て替えを希望する声が上がっている。(昨年の7月豪雨で浸水した場所であり、対策を講じたとしても同様の豪雨で建物が孤立する、建設地や進入路部分を購入する費用が発生する、など)

#### 26 教育委員会として、災害対策を確立すること。

- (1) 他都市での判決事例なども踏まえ、学校として子どもの命と安全を守ること のできる体制と対応を確立すること。
- (2)学校、公民館それぞれで防災教育を進めること。
- (3) 私立を含む高校等と保育園、幼稚園・小学校・中学校との連携を強化すること。 と。合同訓練を条件に応じて取り組むこと。

#### 27 人権擁護について

- (1)教育のあらゆる場面で、国籍や性別をはじめとするさまざまな差異について、子ども達が、自分と他人の人権や尊厳、健康を守る意識を育て、多様性を育めるようにすること。
- (2) 性教育について
  - ①デートDVについて、教育現場での啓発をすすめること。
  - ②児童虐待につながりやすい若年妊娠など、現在の状況をふまえた性教育・いの ちの教育をさらに充実させること。
- (3) LGBT等の子どもについて
  - ①国の通達等を踏まえ、配慮できる学校づくりをすすめること。
  - ②多様な性の理解を、倉敷市のように授業に位置付けること。
  - ③子ども用のパンフレットを独自に作成すること。
  - ④悩んでいる子どもの気持ちに寄り添うことをめざし、啓発ポスターの校内掲示や相談窓口・相談電話を知らせるカードの普及を進めること。

- (4) 制服は廃止または選択自由化を全校で早急に実施すること。
- (5) 学校教育及び社会教育の各場面で、非科学的な知見を持ち込まない、持ち込ませないこと。
- 28 喫煙・薬物乱用・エイズ教育、性感染症等、正しい知識を啓発すること。
- 29 「がん教育」などの健康教育を充実させること。
- 30 学校園で、各年齢に応じて、主権者教育を位置付けること。
- 31 インターネット、スマホの適正な利用の啓発、教育を重点化すること。
- 32 外国出身の児童生徒に対して、学校現場での日本語教育を強化すること。保 護者に対しても支援を強化すること。
- 33 埋蔵文化財の保護や調査研究について
- (1) 保護・調査・研究等の予算を拡充すること。
- (2)活動の成果を積極的に公表すること。
- (3) 史跡・遺跡は、市民の財産として共有すること。
- (4) 学校教育、生涯教育に積極活用すること。
- (5) 埋蔵文化財センターの人員配置を拡充すること。
- 34 アユモドキの保護に取り組むこと。産卵場所確保のために土地を購入すること。

## 監査事務局関係

- 1 監査委員は、当局の立場に立つことなく、適正な監査を行うこと。
- 2 行政監査を強化し、第三セクター及び外郭団体の管理運営について、厳しくチェックすること。
- 3 市の補助金交付を受け、監査対象になっている団体には、適宜監査を行うこと。
- 4 住民監査請求は真摯に受け止め、住民目線に立って対応すること。

# 選挙管理委員会関係

- 1 政治資金規正法や公職選挙法の徹底をはかること。
- 2 投票率の向上をはかる取り組みを継続・充実させること。
- (1)全市民が投票できる期日前投票所は今後も設置するようにし、期間の拡大を図るとともに、解散総選挙でも行えるよう挑戦すること。
- (2) 不在者投票制度等の周知啓発および適正な実施について
  - ①住民票を移動していない学生などに不在者投票制度を周知すること。
  - ②すべての種類の選挙で使えることを周知すること。
  - ③施設での投票について、投票機会の保障と施設管理者等による不正防止の観点から、施設に対して啓発すること。対象施設を拡大すること。
  - ④郵送投票の制度について、啓発を進めること。
- 3 若年層への啓発を引き続き推進すること。
- 4 投票所のバリアフリー化を徹底すること。
- 5 障害者や中国残留日本人孤児及びその家族などが選挙権を行使できるよう、適切で必要な措置を引き続き講じること。
- 6 開票時間の短縮をすること。開票状況の速やかな公表をすること。
- 7 選挙事務に従事した職員には、手当を支払うこと。

以上